

実態に合った適切な学びの場を

障がいのある子どもの学びの場については、法令等でそれぞれの障がいの種類や程度が規定されています。

【障害のある子どもの教育支援と就学事務の手引P17】

	学校教育法施行令第22条の3 特別支援学校	平成25年10月4日25文科初第756号初等中等教育局長通知 特別支援学級	通級による指導
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	(弱視者) 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	(弱視者) 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもで、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害者	両耳の聴カレベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し言葉を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	(難聴者) 補聴器等の使用によっても通常の話し言葉を解することが困難な程度のもの	(難聴者) 補聴器等の使用によっても通常の話し言葉を解することが困難な程度のもで、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のも 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも	
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも	(肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者) 肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のも 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のも	(病弱者及び身体虚弱者) 一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも	
言語障害者		口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)
自閉症・情緒障害者		一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも	(自閉症者) 自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも (情緒障害者) 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
LD			全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のも
ADHD			年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のも

特別支援学校は、視覚、聴覚、知的、肢体不自由、病弱の5つの障がい種に該当し、かつ、この表に相当する程度の障がいがある子どもが入学できます。

特別支援学級は、LD、ADHDのみの子どもは対象となっていません。
※特別支援学級に該当する障がいの種類・程度とLD、ADHDを併せ有している場合は、特別支援学級に在籍する場合があります。

通級による指導は、「通常の学級での学習におおむね参加できる」子どもが受けられます。
※在籍は通常の学級です。

この表に示されている障がいの種類又は程度に加え、教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、障がいのある子どもの学びの場を個別に判断・決定しなければなりません。適切な支援や環境面の配慮があれば、通常の学級で学べる子どもが特別支援学級へ在籍するといった判断・決定がなされないよう、保護者の意向を尊重しつつも、適切な学びの場への就学が実現するよう、園や学校と教育委員会が共通理解に立つことが重要です。

園や学校の先生方、市町村教育委員会の就学担当の方々へ

適切な学びの場のための支援のポイント ～子どもの自立と社会参加を目指して～

福岡県教育庁教育振興部特別支援教育課

保護者の方からのこんな悩みや質問 どのように答えればよいでしょう？



ケース1



うちの子、幼稚園で「落ち着きがない」って、先生から聞いてたんですけど、小学校に入学したら、落ち着いて活動できるでしょうか？
特別支援学級があるので、そこに入った方がいいんでしょうか？

<行動面の不安などの理由で、学びの場を検討しているケース>

ケース2



息子は、発達に遅れがあって、知的障がいがあると療育機関で専門家の方に言われました。
少ない人数で手厚く指導してもらえる特別支援学校に入学できますよね？

<手厚い支援を保護者が望み、学びの場を検討しているケース>

ケース3



娘は、家では話してくれるんですけど、学校では、先生やお友達とほとんどしゃべらないみたいなんです。
勉強についていけるか、いじめられないか心配で……今の学級で、いいですか？

<現状や将来への不安などから、学びの場を検討しているケース>

小学校でも、特別支援教育に組織的に取り組んでいます。まずは学校に相談してみませんか。

ケース1



- 学校には、特別支援教育コーディネーターの先生がいて、学校全体で支援しています。
- 通常の学級でも、特別支援教育の視点を大事にした授業づくりに取り組んでいます。
- お子さんの様子をよく見て、ニーズに合った適切な学びの場はどこなのか、話し合っていきます。



特別支援学校に入学できるかは、障がいの程度によって検討されます。一度、学校を見学しませんか。

ケース2



- 発達検査の結果だけでなく、どんな支援が必要かなども含めて、総合的に判断されます。
- 小学校でも配慮の必要なお子さんに合理的配慮の提供を行っています。
- お子さんと一緒に特別支援学校と小学校とを見学し、お子さんのニーズに合った適切な学びの場を考えていきましょう。



お子さんの将来のことを考えて、どのような力を付けていくことが必要か、話し合っていきます。

ケース3



- お子さんが、学校であまり話せないのは、心理的な要因やコミュニケーションの苦手さがある、不安を感じているのかもしれませんが。
- 学校では、「いじめ」を早期に見つけ、解消するよう職員一丸となって取り組んでいます。
- 必要に応じて通級による指導などを受けることも考えられます。よりよい支援を考えましょう。



おさえおきたいポイント

- 可能な限り、障がいのある子どもと、障がいのない子どもが共に教育を受けられるよう配慮する「インクルーシブ教育システム」の理念が学びの場を検討する基本です。そのために、どの子どもも安心して学べる環境づくりに努めましょう。
- 子どもが学習活動に参加している実感や達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかという視点を最も重視しなければなりません。特別支援学校・特別支援学級相当と思われる場合には、見学等をすすめてみましょう。
- 保護者の心情に寄り添い、十分な情報提供を行うとともに、可能な範囲で意向を尊重しながら、適切な学びの場の決定に向けて、連携して支援していきましょう。その際、以下の資料も参考に、情報提供等を行いきましょう。



障害のある子どもの教育支援と就学事務の手引



特別支援教育推進ガイド



福岡県の特別支援教育

※ これらの資料は福岡県教育委員会のホームページからダウンロード可能です。

特別支援学校等への入学可能な障がいの種類又は程度は法令等によって定められています。子どもの障がいの種類又は程度が該当しない学級・学校で教育を受けることはできません。

次のページをご覧ください。➡